

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 55 年 5 月まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A事業所に約3か月勤務していたはずであり、また、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していたはずであり、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の記憶する同僚の一人は、申立人がA事業所で勤務していたことを記憶しているものの、勤務期間については不明と供述しており、申立人の申立期間①に係る同事業所での雇用保険記録も無いことから、申立人が申立期間①に同事業所において勤務していたことを推認することはできない。

また、A事業所の事業の承継人は、「申立期間当時、非正規の従業員を複数雇用しており、その従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べているほか、ほかの同僚は、「勤務開始当初、厚生年金保険には加入していなかったが、後年、加入してもらった。」と述べていることから、同事業所においては全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

さらに、申立期間①におけるA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票等を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、C社から提出された昭和50年3月当時の社員名簿

に申立人の氏名が記載されている上、申立人は工場が移転したことを記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該社員名簿に記載されている従業員の中には、厚生年金保険に加入していない者及び社員名簿作成時の数か月から数年後に加入している者が複数みられることから、B社においては全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、申立期間②当時にB社で被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用について供述を得ることはできない。

さらに、申立期間②におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社を退職後の給与(平成16年6月支払分)から厚生年金保険料が控除されているのに、保険料が控除された平成16年5月の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年5月30日に、同日退職する旨の自署捺印した退職願いをA社の代表者に提出し、同社が同日付で承認の上退職を発令していることが、同社の上申書の記録から確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、A社において、平成15年8月18日から16年5月30日まで勤務していたことが確認でき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録と一致する。

さらに、A社は、厚生年金保険料に係る控除について、給与の締め日が毎月15日のため、16日以降に採用された者は翌々月給与から差し引くとしており、同社から提出された「給与台帳(控除)」では、平成15年9月支払の申立人の給与から厚生年金保険料の控除は無く、同年10月支払の給与から同保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が退職した後の16年6月に支給された給与から控除された厚生年金保険料は同年4月分の保険料であったと推認されるところ、同台帳で確認できる保険料が控除されている月数と、申立人の同社における被保険者月数は一致している。

加えて、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、退職日を平成16年5月30日、資格喪失年月日を16年5月

31日と記入され、当時のB社会保険事務所が16年5月31日に受付し、同年6月3日に確認の上処理していることが確認でき、同社は遅滞なく届出していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。